

清明

発行所
東京都立
深沢高等学校
同窓会
発行責任者
小尾敏夫
編集責任者
水越隆
印刷所
英和印刷(株)



同窓会への期待

同窓会会長 小尾敏夫

朋あり遠方より来たる

また楽しからずや

同窓会は設立以来、三年の歳月を越たわけですが、当年は揺籃期より脱皮し「偉大なる前進」を計りたく思います。母校も創立五周年を迎えました。もはや母校は新設校ではなく、輝かしい伝統を刻みつつあります。

今回は同窓会の未来像について若干述べたいと思います。

まず、「山の家」(母校林間学校兼用)の建設が挙げられます。その完成時には素晴らしい環境が待ち構えています。

春秋 林のかげでかわいい小動物と出会ったり、緑の森の小路で名も知らぬ美しい草花を発見したり、清らかな谷川や沢で水遊びに興じたり……ハイキングに最適。

夏 澄きとおるような清々しい空気。自然の緑の樹木や草花に包まれた風景の中での楽しいひととき。別世界の冷涼合宿や避暑に最適。

冬 高原のなだらかな斜面には白銀色の風景がまばゆく展開する。スキー、スケートに最適。

この様な大自然にふんだんに親しめる地に我等の山の家を建て、

同窓会の憩いの場にした。現在候補地(例 那須高原、志賀高原)資金調達を検討中。

また、各大学・会社での深高同窓会の集い。いわゆる支部結成は同窓生に有形無形の恩恵を施すでしょう。例えば、慶応義塾大学では昨年深沢慶応会が発足し、大学生部の許可を得て公認団体となつています。同期生を始め先輩、後輩の親睦も深まるという趣意。

同窓会の資金設備援助によるサークル活動等も実現できそうです。茶道、華道、書道は深高が誇る茶室「清明亭」——日本広しと言えども公立学校内に時価数千万円に相当する茶室を擁する高校は稀有です。——において定期的に在学生も交えて楽しく開催されます。

文学散歩、旅の会等も数名の有志の参加でも可能。趣きを変えて経済、経営研究会等も同窓生の有機的な結合によって合宿セミナーの開催が期待できる。

要するにアイデアを生みさえすれば何んでもできる包容力を持ち且つ、深高と運命を共にする気構えて母校の発展に寄与し、以って報恩の志を厚うせんとするもの、これが同窓会の発展につながると思います。

従って、同窓会の躍進は会員相互の理解の下に培われるべきであり、私はそれを心底から念願しております。

学校の近況

学校長 田村謙治

早いもので、もう第三回の諸君が同窓会に入会するようになり、会員数も級数的増加の方向をたどっていることは、本会発展のあらわれとして何よりも喜ばしいことです。

次に学校の様子を二三思いつくままにお知らせしておきます。

第一は待ち望んでいた体育館ができたこと。これは諸君が在学中熱望していたものでしたが、ようやく実現されたわけ。本校として最大の収穫と言えましょう。渡り廊下をふくめて九八七平方メートルで約二九〇〇万円かかっています。第二は清明亭の外装工事が完成したこと。旧長尾邸の遺構として引きつがれたこの建物は昭和初期のもので大分

まず最初に同窓会設立当時の事情を簡単に説明したいと思えます。四十一年八月盛夏の折に、卒業前に選出されていた同窓会準備委員が会合を開き、同窓会発足の為に準備委員会が成立されました。この席上準備委員長に小尾君(現会長)が選出されました。この三

同窓会回顧録

前会長 有川雄二郎

カ月間に渡る準備の末、同年十月に第一回総会が開催されたわけです。その間總會プラン、規約等が慎重に委員の下で立案されました。十月の総会で新役員が選任されて第一期理事会が発足しました。第一期の会の活動に関しては、会員の皆さんが御存知の通りで、第二

同窓会、会報の発行、名簿作成等が主要な活動となりました。第一期を顧みて同窓会活動は不活発であり、私にはこの様な仕事は不向きなものでなからうかと幾度も疑いました。しかし、この活動を通じて多種多様な人と接しられた事は、楽しさと精神的な広がりを得たように思われます。設立当初から事務の不慣れがあつて仕事もなかなか進捗しませんでした。最も大きな障害は僕らには学校や職場があり、同窓会の仕事に没頭できなかったことでしょう。これは今後の同窓会活動に一つの問題を投げかけると思っています。

五月二十六日(日)

第三回総会

於深高体育館

今回開催される総会のユニークさは過去二回に亘って行なわれた総会に比較して多様性のある会であると思う。教養番組の講演会、娯楽番組とも言うべき落語、コーラス、バンド演奏、そしてダンスこれらの催物は同窓生全員を対象とする総会に公平な興味を持たせるように工夫した結果です。午前中の映画は名作を鑑賞して貰う趣旨。昼休みはお弁当、サンドイッチは低廉な価格で食べられ、又、コーラを先着百名に無料贈呈と言うサービス付きです。総会とは同窓会が旧交を暖め、より一層の親睦を深める場でありますので御気軽に参加して下さい。なお当日音楽、バンド、余興等に出演したい個人、グループは左記に連絡下さい。

総会のお知らせ

日野俊郎

総会プログラム

九時半開場

午前の部 十時より

- 一、映画「無法松の一生」
一、軽音楽 コーラス、バンド演奏

午後の部 一時より

- 一、同窓会活動報告
一、決算、新役員承認
一、会長挨拶
一、校長挨拶
一、講演「青春について」(堀江謙一氏予定)
一、落語 二題
一、バンド演奏 ダンス

おひさしどり!



教職員の人事異動

- 母校を去られた先生
齋藤貞博 白鷗高校
村岡恒武 富士高校
高橋邦昌 青山高校
新しく来られた先生
杉山浩一 青山高校(社会)
新井和子 玉川高校(家庭科)
峯村純夫 新採(国語)

総会への招待

私の生活の中で高校時代程、人と知り合う機会の多かったことは今までにありませんでした。しかも深沢高校でのともだちは、最も価値のあるものだったと思います。そのともだちとも仲々会う時間を持てず話し合う機会が無いということがとても残念でたまりません。そこでたった年に一度の同窓会を大いに利用し、皆さんにぶらぶら参加していただきたいと思うので、女の人が宝石を欲しがり、多く

本年度新役員

- 名誉会長 田村 謙治 学校長
会長 小尾 敏夫 一期
副会長 佐藤(清) 沢本 二期
理事 有川・小島(克) 一期
監事 鈴木(孝) 一期
會計 太田(美) 二期
宮崎(勝) 三期
総務 向後・角田・関 一期
片桐・大竹 二期
小本曾・佐川 三期
渉外 日野・太田(一) 二期
香山・大野・小谷 三期
小川 三期
広報 山口(哲)・内藤(周) 一期
江波戸 二期
水越・野村 二期
中村・竹内(美)・相沢 三期
岩本 三期

深沢高等学校 同窓会規約

第一章 総則

第一条 本会は仮称「深沢高校同窓会」と称し、その事務所を東京都立深沢高等学校内に設置する。
第二条 本会は会員相互の親睦と互助及び教養の向上を図ることを目的とする。

第三章 会費
第四条 会員は次の種類を置く。
正会員 卒業生及び中途退学者のうち希望者
特別会員 現職員及び旧職員

第五章 役員
第九條 本会は次の役員を置く。
会長 一名、副会長 二名、理事 二十五名内外、監事 二名、評議員 各卒業期毎に一学級につき二名
第十條 会長、副会長、理事及び

第六章 総会
第十八條 総会は毎年五月最終日曜日に会長が招集する。
第十九條 総会では次の事を行う。
一、予算及び決算の承認
二、役員承認
三、会務の報告
四、その他総会での承認を必要と認めたる事
第七章 会計
第二十一條 本会の会計は会員の会費及び寄付金によりまかなう。
第三十二條 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年の三月三十一日に終る。
第八章 付則
第二十三條(第二十七條(略))

第十條 会長、副会長、理事及び監事は評議会の中から互選する。
第十一條 会長、副会長、理事及び監事の任期は二年とし、再任を妨げない。
第十二條 本会は現校長を名誉会長とする。
第十三條 本会は特別会員の中から若干名を顧問とする。
第十四條 本会の役員会は評議員会及び理事会とし、会長がこれを召集する。
第十五條 評議員会は次の事を行う。
一、会長、副会長、理事及び監事の互選
二、予算及び決算の審議
三、理事会提出の案件の審議
四、名誉会員の推せん
五、その他必要な案件の処理
第十六條 理事会は次の事を行う。
一、会務の執行
二、会務分離の決定
三、評議員会への提出原案の作成(細則等)
四、その他本会の運営に必要な事柄
第十七條 各理事は次の各分科会に属して会務を担当しなければならない。
一、総務 七名内外
二、渉外 五名
三、広報 九名
四、会計 三名

第十條 会長、副会長、理事及び監事は評議会の中から互選する。
第十一條 会長、副会長、理事及び監事の任期は二年とし、再任を妨げない。
第十二條 本会は現校長を名誉会長とする。
第十三條 本会は特別会員の中から若干名を顧問とする。
第十四條 本会の役員会は評議員会及び理事会とし、会長がこれを召集する。
第十五條 評議員会は次の事を行う。
一、会長、副会長、理事及び監事の互選
二、予算及び決算の審議
三、理事会提出の案件の審議
四、名誉会員の推せん
五、その他必要な案件の処理
第十六條 理事会は次の事を行う。
一、会務の執行
二、会務分離の決定
三、評議員会への提出原案の作成(細則等)
四、その他本会の運営に必要な事柄
第十七條 各理事は次の各分科会に属して会務を担当しなければならない。
一、総務 七名内外
二、渉外 五名
三、広報 九名
四、会計 三名

第十條 会長、副会長、理事及び監事は評議会の中から互選する。
第十一條 会長、副会長、理事及び監事の任期は二年とし、再任を妨げない。
第十二條 本会は現校長を名誉会長とする。
第十三條 本会は特別会員の中から若干名を顧問とする。
第十四條 本会の役員会は評議員会及び理事会とし、会長がこれを召集する。
第十五條 評議員会は次の事を行う。
一、会長、副会長、理事及び監事の互選
二、予算及び決算の審議
三、理事会提出の案件の審議
四、名誉会員の推せん
五、その他必要な案件の処理
第十六條 理事会は次の事を行う。
一、会務の執行
二、会務分離の決定
三、評議員会への提出原案の作成(細則等)
四、その他本会の運営に必要な事柄
第十七條 各理事は次の各分科会に属して会務を担当しなければならない。
一、総務 七名内外
二、渉外 五名
三、広報 九名
四、会計 三名

第十條 会長、副会長、理事及び監事は評議会の中から互選する。
第十一條 会長、副会長、理事及び監事の任期は二年とし、再任を妨げない。
第十二條 本会は現校長を名誉会長とする。
第十三條 本会は特別会員の中から若干名を顧問とする。
第十四條 本会の役員会は評議員会及び理事会とし、会長がこれを召集する。
第十五條 評議員会は次の事を行う。
一、会長、副会長、理事及び監事の互選
二、予算及び決算の審議
三、理事会提出の案件の審議
四、名誉会員の推せん
五、その他必要な案件の処理
第十六條 理事会は次の事を行う。
一、会務の執行
二、会務分離の決定
三、評議員会への提出原案の作成(細則等)
四、その他本会の運営に必要な事柄
第十七條 各理事は次の各分科会に属して会務を担当しなければならない。
一、総務 七名内外
二、渉外 五名
三、広報 九名
四、会計 三名

第十條 会長、副会長、理事及び監事は評議会の中から互選する。
第十一條 会長、副会長、理事及び監事の任期は二年とし、再任を妨げない。
第十二條 本会は現校長を名誉会長とする。
第十三條 本会は特別会員の中から若干名を顧問とする。
第十四條 本会の役員会は評議員会及び理事会とし、会長がこれを召集する。
第十五條 評議員会は次の事を行う。
一、会長、副会長、理事及び監事の互選
二、予算及び決算の審議
三、理事会提出の案件の審議
四、名誉会員の推せん
五、その他必要な案件の処理
第十六條 理事会は次の事を行う。
一、会務の執行
二、会務分離の決定
三、評議員会への提出原案の作成(細則等)
四、その他本会の運営に必要な事柄
第十七條 各理事は次の各分科会に属して会務を担当しなければならない。
一、総務 七名内外
二、渉外 五名
三、広報 九名
四、会計 三名

第十條 会長、副会長、理事及び監事は評議会の中から互選する。
第十一條 会長、副会長、理事及び監事の任期は二年とし、再任を妨げない。
第十二條 本会は現校長を名誉会長とする。
第十三條 本会は特別会員の中から若干名を顧問とする。
第十四條 本会の役員会は評議員会及び理事会とし、会長がこれを召集する。
第十五條 評議員会は次の事を行う。
一、会長、副会長、理事及び監事の互選
二、予算及び決算の審議
三、理事会提出の案件の審議
四、名誉会員の推せん
五、その他必要な案件の処理
第十六條 理事会は次の事を行う。
一、会務の執行
二、会務分離の決定
三、評議員会への提出原案の作成(細則等)
四、その他本会の運営に必要な事柄
第十七條 各理事は次の各分科会に属して会務を担当しなければならない。
一、総務 七名内外
二、渉外 五名
三、広報 九名
四、会計 三名

第十條 会長、副会長、理事及び監事は評議会の中から互選する。
第十一條 会長、副会長、理事及び監事の任期は二年とし、再任を妨げない。
第十二條 本会は現校長を名誉会長とする。
第十三條 本会は特別会員の中から若干名を顧問とする。
第十四條 本会の役員会は評議員会及び理事会とし、会長がこれを召集する。
第十五條 評議員会は次の事を行う。
一、会長、副会長、理事及び監事の互選
二、予算及び決算の審議
三、理事会提出の案件の審議
四、名誉会員の推せん
五、その他必要な案件の処理
第十六條 理事会は次の事を行う。
一、会務の執行
二、会務分離の決定
三、評議員会への提出原案の作成(細則等)
四、その他本会の運営に必要な事柄
第十七條 各理事は次の各分科会に属して会務を担当しなければならない。
一、総務 七名内外
二、渉外 五名
三、広報 九名
四、会計 三名

第十條 会長、副会長、理事及び監事は評議会の中から互選する。
第十一條 会長、副会長、理事及び監事の任期は二年とし、再任を妨げない。
第十二條 本会は現校長を名誉会長とする。
第十三條 本会は特別会員の中から若干名を顧問とする。
第十四條 本会の役員会は評議員会及び理事会とし、会長がこれを召集する。
第十五條 評議員会は次の事を行う。
一、会長、副会長、理事及び監事の互選
二、予算及び決算の審議
三、理事会提出の案件の審議
四、名誉会員の推せん
五、その他必要な案件の処理
第十六條 理事会は次の事を行う。
一、会務の執行
二、会務分離の決定
三、評議員会への提出原案の作成(細則等)
四、その他本会の運営に必要な事柄
第十七條 各理事は次の各分科会に属して会務を担当しなければならない。
一、総務 七名内外
二、渉外 五名
三、広報 九名
四、会計 三名

第十條 会長、副会長、理事及び監事は評議会の中から互選する。
第十一條 会長、副会長、理事及び監事の任期は二年とし、再任を妨げない。
第十二條 本会は現校長を名誉会長とする。
第十三條 本会は特別会員の中から若干名を顧問とする。
第十四條 本会の役員会は評議員会及び理事会とし、会長がこれを召集する。
第十五條 評議員会は次の事を行う。
一、会長、副会長、理事及び監事の互選
二、予算及び決算の審議
三、理事会提出の案件の審議
四、名誉会員の推せん
五、その他必要な案件の処理
第十六條 理事会は次の事を行う。
一、会務の執行
二、会務分離の決定
三、評議員会への提出原案の作成(細則等)
四、その他本会の運営に必要な事柄
第十七條 各理事は次の各分科会に属して会務を担当しなければならない。
一、総務 七名内外
二、渉外 五名
三、広報 九名
四、会計 三名

第十條 会長、副会長、理事及び監事は評議会の中から互選する。
第十一條 会長、副会長、理事及び監事の任期は二年とし、再任を妨げない。
第十二條 本会は現校長を名誉会長とする。
第十三條 本会は特別会員の中から若干名を顧問とする。
第十四條 本会の役員会は評議員会及び理事会とし、会長がこれを召集する。
第十五條 評議員会は次の事を行う。
一、会長、副会長、理事及び監事の互選
二、予算及び決算の審議
三、理事会提出の案件の審議
四、名誉会員の推せん
五、その他必要な案件の処理
第十六條 理事会は次の事を行う。
一、会務の執行
二、会務分離の決定
三、評議員会への提出原案の作成(細則等)
四、その他本会の運営に必要な事柄
第十七條 各理事は次の各分科会に属して会務を担当しなければならない。
一、総務 七名内外
二、渉外 五名
三、広報 九名
四、会計 三名